

私たち世田谷信用金庫は、良質な住宅が「適正」に評価される
未来の街づくりを応援しています。

せたしん

建物診断付

中古不動産向け住宅ローン

建物診断で安心の暮らしを

借入れ金額最大

1 億円

リフォーム資金

物件購入資金

借り換え資金

専門家によるインスペクション
(建物診断)で中古建物の寿命を判
定し、これを参考にして融資期間
や融資条件を決定します。



ふれあいを大切に

世田谷信用金庫

登録金融機関 関東財務局長（登金）第164号

◆ホームページアドレス <http://www.shinkin.co.jp/setagaya>

本店
TEL:(03)3429-1151(代)

池尻支店
TEL:(03)3422-7221(代)

船橋支店
TEL:(03)3420-6161(代)

若林支店
TEL:(03)3422-7231(代)

用賀支店
TEL:(03)3700-7126(代)

六本木支店
TEL:(03)3568-6311(代)

永福町支店
TEL:(03)3322-4181(代)

宮崎台支店
TEL:(044)877-4441(代)

青葉台支店
TEL:(045)983-7111(代)

玉川支店
TEL:(03)3708-1281(代)

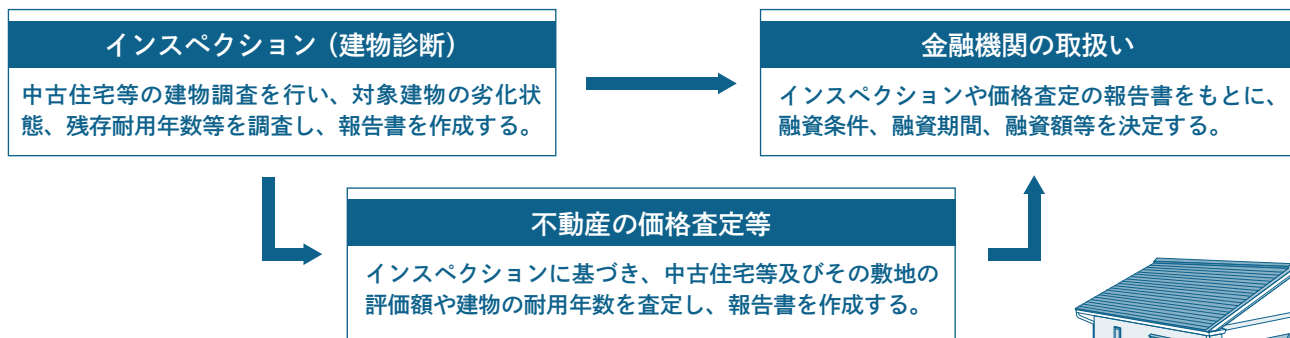
区役所前支店
TEL:(03)3419-5131(代)

等々力支店
TEL:(03)3701-1141(代)

駒沢支店
TEL:(03)3422-3511(代)

烏山支店
TEL:(03)3307-8211(代)

中古住宅の適正評価のしくみ



商品概要

ご利用いただける方

以下の事項をすべて満たす方とさせていただきます。

- ①当金庫の会員である個人もしくは会員となることができる個人の方。
- ②初回お借入時の年齢が原則満 20 歳以上 70 歳未満の方。
- ③完済時年齢が満 80 歳以下の方。
- ④勤続（または営業）年数が 3 年以上の方。
- ⑤原則として、自己単独所有または配偶者と共同所有の一戸建て（マンション含む）のご自宅にお住まいの方及びお住まい予定の方。
- ⑥その他当金庫の融資基準を満たしている方。

対 象 不 動 産

以下の事項をすべて満たす中古不動産とさせていただきます。

- ①原則として、建築基準法の基準を満たす不動産であること。
 - ②当金庫が指定する調査報告書により、当該不動産の評価が行えること（当金庫指定の建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の専門家による調査報告書が必要となります）。
- ※上記の調査報告書作成費用は、お客様負担とさせていただきます。

お 使 い み ち

- ①ご自宅購入資金（ご自宅購入時のリフォーム資金を含む）。
- ②リフォーム（※リノベーションを含む）資金。
※リノベーションとは？
建物の持つもとの性能以上に新たな付加価値を再生させること。
- ③他行肩代わり資金（住宅ローンの肩代わりとします）。
- ④上記①～③に必要な諸費用。①～③に準じたお使いみち。

ご 融 資 限 度 額

10 万円単位で、1 億円を限度とします。

ご 融 資 期 間

1 年以上 30 年以内。

ご 融 資 利 率

当金庫の所定利率を適用させていただきます。原則として、当金庫生保付住宅ローン基準金利を適用させていただきます。
なお、当金庫が指定する不動産調査報告書作成費用をご負担いただく代わりに、所定の利率から ▲0.2% 優遇をさせていただきます。

ご 返 済 方 法

元利均等割賦返済（ご融資額の 50% を限度に、半年ごと増額返済の併用も可能）。

担 保 不 動 産

担保物件に当金庫が第一順位の抵当権を設定させていただきます（設定登記費用はお客様のご負担となります）。

連 帯 保 証 人

1 名以上（担保提供者及び年収合算者は連帯保証人または連帯債務者とする）。

保 証 料

保証料は原則として不要です。

火 災 保 険

対象物件の火災保険金請求権に対し、質権を設定させていただきます。

そ の 他

団体信用生命保険にご加入いただきます（保険料は当金庫が負担いたします）。

*お申込みにあたっては、当金庫所定の審査があり、その結果によってご融資可能な金額に限度があります（お断りする場合もございます）。

国土交通省では、健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる環境を整備する取組を支援しております。